

再度 注意喚起

事務連絡
令和7年2月28日

地区薬剤師会 医療保険担当者 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

銀座みゆき通りクリニックから発行された
保険処方箋の対応について（一部修正）

平素よりお世話になっております。

関東信越厚生局より下記医療機関の保険指定取消について連絡がありました。

当該医療機関は、令和7年2月21日付で保険医療機関として取り消しとなっておりますが、処方箋を発行している可能性があります。

当該医療機関が発行した処方箋は保険処方箋の扱いとならないため保険請求ができません。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、至急貴会会員へ再度の注意喚起のご周知をお願いいたします。

記

医療機関名：銀座みゆき通りクリニック（令和7年2月21日保険指定取り消し）
中央区銀座7-2-4 ムサシ7ビル3階

医師名：梶原寛子（令和7年2月21日 保険医として指定取り消し）

令和7年2月21日から本日まで保険処方箋による調剤を既に行ってしまった薬局については事務局医療保険課までご一報をお願いいたします。

以上

担当事務局 医療保険課
03-3294-0271
hoken@toyaku.or.jp

報道関係者 各位

令和7年2月20日

【照会先】

関東信越厚生局東京事務所
指導課 西賀、川端、野崎
電話 03-6692-5126
東京都保健医療局 保健政策部
国民健康保険課 宮川、黒澤
電話 03-5320-4170
都庁内線 34-610

保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和7年2月19日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について諮問した結果、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 名 称 | 銀座みゆき通りクリニック |
| (2) 所在地 | 東京都中央区銀座七丁目2番4号 ムサシ7ビル3階 |
| (3) 開設者 | 梶原 寛子 |
| (4) 指定取消年月日 | 令和7年2月21日 |
| (5) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第5号 |

2. 保険医の登録の取消

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 氏 名 | 梶原 寛子（57歳） |
| (2) 登録取消年月日 | 令和7年2月21日 |
| (3) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第2号 |